

水 土 里 ネット ぎふだより 第 200 号(令和 5 年 7 月号)

目 次

第 65 回通常網	& 全	₹	- 開	帽	É	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2
令和 4 年度土	地	改	良	表	彰	(/	田	事	表	彰	•	会	長	表	彰)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3
全国水土里ネ	ツ	ト	表	彰:	式	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 4
農業農村整備	の :	集し	ادر	荆	崔	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
令和 5 年度岐	阜	県(か	農:	業点	農	村	整	備	予	算	. <	岐	阜	県	農	地	整	備	誄	! >		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6
負担金対策事	業	<i>ත</i> ;	刮	Ħ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
多面的機能支	払:	交化	付金	金(か	刮	Ħ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 8
土地改良区巡	1).	\sim	20	00	号	記	念	\sim	· <	岈	阜	鷌	上	_地	怎么	良	事	業	付]体	連	i e	œ	` >		•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
未来へつなご	う	! /	3,	3	さ	٤(か;	水.	土	里	子	٤	ŧ	絵	画	展	20)23	3	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
新規採用職員	の;	紹力	介	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
お知らせ・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
事務局機構図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15



本会事務所(岐阜県土地改良事業団体連合会)(記事10頁)

第65回通常総会を開催



議事進行

令和5年3月1日にOKB ふれあい会館にて第65回通常総会を開催しました。

今回も昨年度同様新型コロナウイルス感染防止のため、来賓参加の取りやめや、表彰式の延期、また出席者 を減らし座席間隔を十分に確保し、時間短縮する等の万全な対策を講じて執り行いました。

藤原会長の挨拶後、岡部栄一揖斐川町長を議長に選任し、令和5年度事業計画並びに一般会計収支予算等、 提出された議案の審議を行い、9議案は全て原案通り承認されました。

最後に農業農村整備当初予算の確保等を求めた決議案を全会一致で採択し閉会しました。なお、委任状にご協力いただいた会員には後日郵送にて、今回の総会議決報告を行いました。なお、議第9号役員補充選任において、髙橋伸治羽島用水土地改良区理事長、川地憲元養老町長、田中明高山市長、森孝夫岐阜市合渡南土地改良区理事長が役員に選任されました。

議決事項

- 議第1号 岐阜県土地改良事業団体連合会定款の一部改正について
- 議第2号 令和3年度事業報告、一般会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議第3号 令和4年度一般会計収支補正予算の承認について
- 議第4号 令和5年度事業計画並びに一般会計収支予算の議決について
- 議第5号 令和5年度賦課金の賦課基準並びに賦課徴収時期の議決について
- 議第6号 借入金の限度額並びに借入方法の議決について
- 議第7号 預入金融機関の議決について
- 議第8号 役員報酬の議決について
- 議第9号 役員補充選任について

決議

- 一 土地改良事業の計画的な推進のため、必要な予算を安定的に確保すること
- 二 農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、米から高収益作物への転換、スマート農業の導入を促す 農地整備を引き続き推進すること
- 三 農村地域の国土強靱化のため、老朽化した農業水利施設の更新・長寿命化や豪雨・地震対策等を引き続き 推進するとともに、燃料価格や電力料金が高騰する状況下においても安定的な用水供給等が可能となる よう対策を推進すること
- 四 ICT、AI 等の先進技術を活用して、土地改良施設の省力化・高度化を図る取組を推進すること
- 五 土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること

令和 4 年度土地改良表彰 (知事表彰・会長表彰)

新型コロナウイルス感染防止のため、令和4年度の本会通常総会における表彰式につきましては、7月13日開催の理事会にて代表者のみ授与となりましたが、長年土地改良事業に携わった皆様に甚深なる敬意を表し、ご紹介します。

岐阜県知事表彰

岐阜市佐野土地改良区 前理事長 部 田 正 孝 中 須 川 土 地 改 良 区 総括監事 桒 原 宏 行 大 垣 土 地 改 良 区 前 理 事 桐 山 英 一 高 須 輪 中 土 地 改 良 区 前 監 事 伊 藤 隆

揖 西 用 水 土 地 改 良 区 理 事 竹 中 喜 一 曽 代 用 水 土 地 改 良 区 前 理 事 八 代 治 郎 小 坂 第 一 土 地 改 良 区 監 事 大 森 文 男 萩原小坂連合土地改良区 総括監事 下 平 忠 雄



部田正孝



桒 原 宏 行



桐山英一



(敬称略)

伊藤 隆



竹 中 喜 一



八 代 治 郎



大 森 文 男



下平忠雄

(敬称略)

岐阜県土地改良事業団体連合会会長表彰

羽島用水土地改良区 副理事長 岩田 悟 羽島用水土地改良区 事 花村 直良 理 羽島用水土地改良区 足立 総 代 和俊 色目川沿岸土地改良区 理事長 大矢 賢治 室原土地改良区 髙田 幸男 理事長 養老町高田土地改良区 副理事長 大 橋 孝 雄 養老町高田土地改良区 理 事 川瀬 幸男 揖斐川以東用水土地改良区 副理事長 西 松 久 夫 福束輪中土地改良区 理 事 尾﨑 敏 美 福束輪中土地改良区 監 事 戸 谷 保夫 信 高須輪中土地改良区 総 代 中村 高須輪中土地改良区 総 代 後藤 直樹

揖 西 用 水 土 地 改 良 区 曽 代 用 水 土 地 改 良 区 曽 代 用 水 土 地 改 良 区 曽 代 用 水 土 地 改 良 区 関市倉知用水土地改良区 関市市曽川右岸用水土地改良区 関市肥田瀬用水土地改良区 美濃加茂市木曽川右岸用水土地改良区 美濃加茂市木曽川右岸用水土地改良区 美濃加茂市木曽川右岸用水土地改良区 え な 土 地 改 良 区 小 坂 第 一 土 地 改 良 区

理 事 若園 正信 総 代 鵜飼 豊 代 西村 英明 理事長 森 鈴一 監 事 坂井 政信 総括監事 早川 信義 管理区長 渡 辺 初昭 髙 井 理 事 厚 員 安藤 悦子 前維持管理委員 勝野 信夫 今 井 千 冬 副理事長





花 村 直 良



足立和俊



大 矢 賢 治



髙 田 幸 男



大 橋 孝 雄



川瀬幸男



西松久夫



尾崎敏美



戸 谷 保 夫



中 村



後藤直様



西村英明



森 鈴 一



坂 井 政 信



早川信義



渡辺初昭



髙 井 丿



安藤悦子



勝野信夫



今 井 千 冬

全国水土里ネット表彰式

令和5年3月24日に砂防会館にて全国水土里ネット表彰式が開催されました。新型コロナウイルス感染症拡大が落ち着いたことに伴い、5年ぶりの現地開催となりました。受賞された皆様には心からお祝い申し上げます。<写真左から(敬称略)>

■団体表彰

席田井水土地改良区 理事長 佐野 收岐阜市合渡土地改良区 理事長 森 孝夫

■個人表彰

萩原町羽根土地改良区 理事長 中川 元宏 木曽川右岸用水土地改良区連合 元職員 岩井 和典



農業農村整備の集い開催

6月15日(木)に勝侯孝明農林水産副大臣ほか多数の来賓ご出席のもと、砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」(東京都)にて、農業農村整備の集いが開催されました。主催者として、二階俊博全国水土里ネット会長は「宮崎議員の次の闘いに向けてしっかりやる必要があり、財務省もそれを見ている。また、土地改良での男女共同参画は、未来に向けた土地改良団体の活性化のためには避けては通れない。」と挨拶されました。



二階会長 挨拶



事例発表 (那須野ヶ原 星野専務理事)

事例発表では、栃木県の那須野ヶ原土地改良区連合の星野専務理事自身が進めた、水の6次産業化としての小水力発電について紹介が行われました。その中で、「脳の構造上男性は繊細緻密に計画可能という特徴があり、女性は大雑把であるものの第六感が働くため計画が無計画でも全う出来るという特徴があることから、女性だ男性だと考えるのではなく、これらの特徴を組み合わせて活かすことで農業農村整備事業を推進できる仕組みを作りたい」と述べました。

記

- 一 土地改良事業の計画的な推進のため、必要な予算を安定的に確保すること。
- 二 食料・農業・農村基本法の見直しに当たっては、次の観点に留意して必要な規定を盛り込むとともに、関連する制度や事業・支援の一層の充実を図ること。
- (一)農業の競争力強化や、国産農産物の増産による輸入農産物からの置換え等を図っていくため、「農地の区画の拡大」や排水改良による「水田の汎用化」が引き続き重要であること。
- (二) 農業用水を安定的に確保するため、「農業用用排水施設の機能の維持増進」が引き続き重要であり、さらに、頻発する突発事故等を踏まえ、「農業生産の基盤の整備」に加えて、農業生産の基盤の保全管理が重要となっていること。
- (三)豪雨災害や大規模地震のリスクを踏まえ、農業・農村の防 災・減災対策の強化が重要となっていること。
- (四) 中山間地域等直接支払のみならず、基本法制定後に法定化された多面的機能支払が、農地・農業用水の維持等を図る上で重要な役割を果たしていること。
- (五) 農業の生産基盤の整備及び保全管理に関する技術の開発及び 普及が重要であること。
- (六) 土地改良区は、食料生産に不可欠な農地・農業用水の整備及び維持管理という公共的役割を果たしており、食料安全保障の強化に向けて、運営体制の強化を図る必要があること。
- 三 大規模災害からの復旧・復興や再度災害防止の取組を早急に進めること。また、災害対応のデジタル化など、事務手続の効率化等に向けた取組を推進すること。

- 四 農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、米から高収益 作物への転換、スマート農業の導入を促す農地整備を引き続き推 推すること
- 五 農村地域の国土強靱化のため、老朽化した農業水利施設の更新・長寿命化や、豪雨・地震対策等を引き続き推進するとともに、燃料価格や電力料金が高騰する状況下においても安定的な用水供給等が可能となるよう対策を推進すること。
- 六 ICT、AI等の先進技術を活用して、土地改良施設の管理の省力化・高度化等を図る取組を推進すること。
- 七 中小規模の土地改良区を対象とした合併など、土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること。
- 八 流域治水の取組推進に当たっては、関係する農業水利施設の管理者や田んぼダムに取り組む農業者に過度な負担や責任が生じないよう配慮すること。
- 九 水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う水田の畑地化を進めるに当たっては、現場の実情を踏まえ、引き続き必要な措置を講ずること。
- + 上記事項の推進に当たり、水土里ネットが有する技術、経験などを十分発揮できるよう配慮すること。

要請書

なお、要請書は令和6年度全国土地改良大会開催県である水土里ネット千葉の杉野副会長によって朗読され、満場の拍手で採択されました。また、令和5年度全国土地改良大会開催県の竹内ふくい水土里ネット女性の会会長から「女性の皆さんで福井にお越しいただきたい」と挨拶があった後、ガンバロウ三唱が行われました。

令和 5 年度岐阜県の農業農村整備予算

県予算(公共枠・県単枠)

「食料安全保障の強化に資する生産供給体制の構築」や「県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農 村づくり」など重点政策の計画的な事業推進に必要な予算を確保した。

<	<公共>						(単位:千円)
IF	事業名	令和4	1年度	令和!	5年度	対	前年比
	学 未有		うち国費		うち国費	予算比	国費比
	団 体 営 等	712,159	207,284	724,182	220,703	101.7%	106.5%
	県 営	5,891,661	3,279,910	5,922,912	3,248,634	100.5%	99.0%
	土地改良(補助)計	6,603,820	3,487,194	6,647,094	3,469,337	100.3%	99.5%
	直轄	72,507	0	47,205	0	65.1%	_
	建設事業事務費	443,075	0	446,191	0	100.7%	
	農地費計	7,119,402	3,487,194	7,140,490	3,469,337	100.3%	99.5%
	畜 産 業 費	134,598	120,540	113,510	101,050	84.3%	83.8%
	合 計	7,254,000	3,607,734	7,254,000	3,570,387	100.0%	99.0%

<県単>			(単位:千円)
事 業 名	令和4年度	令和5年度	対前年比
農地防災ダム点検管理強化事業	9,350	8,228	88.0%
経営体育成基盤整備事業	21,537	73,900	343.1%
農地集積促進意向調査事業	23,100	25,300	109.5%
小水力発電施設整備事業費	14,300	16,500	115.4%
小水力発電活用支援事業補助金	2,000	2,000	100.0%
県営ため池防災対策事業費	308,495	321,860	104.3%
ため池防災支援事業費	1,160	4,953	427.0%
農業農村整備事業費補助金	480,648	436,312	90.8%
中山間地域農業生産基盤促進事業	70,000	68,870	98.4%
土地改良施設保全計画策定事業	26,799	33,000	123.1%
生態系保全施設整備推進事業	2,794	1,430	51.2%
施設点検DX活用実証事業費	20,000	0	0.0%
田んぼダム実証事業費	20,000	10,450	52.3%
その他事業	371,617	338,708	91.1%
農業農村整備事業以外	45,200	75,489	167.0%
合 計	1,417,000	1,417,000	100.0%

主要施策

- ■食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築 <<937 百万円 (R4) → 1,041 百万円 (R5)>> ウクライナ侵攻などの国際情勢等に伴う食料安定供給への懸念等に対する国の食料安全保障の強化の動向を 踏まえ、物価高騰対策や食料自給率の向上、食料の安定供給体制の強化等に取り組む。
- ■県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり <<4,611 百万円 (R4) → 4,615 百万円 (R5)>> 効率的で収益性の高い農業を実現するため、農地の大区画化等の生産基盤整備を推進するとともに、用水管理 等の高度化・省力化を図るため、ICTの活用を促進する。

また、集中豪雨や大規模地震の発生に備え、農村地域の防災・減災対策を強化するため、農業用ため池の豪雨・ 地震対策等を推進するとともに、豪雨時の水田貯留機能に着目した排水対策を促進する。

- ■中山間地域を守り育てる対策 <<2,418 百万円 (R4) → 1,577 百万円 (R5)>> 中山間地域の持続可能な農業の実現に向け、中核的な担い手の育成や経営発展、地域資源を活かした農村づく り、また、不利な条件下でも豊かな自然環境を活かしたブランドづくりや基盤整備等に取り組む。
- ■農村地域の防災・減災対策、農地・農業用水路等の整備推進【R4 国補正 (12 月補正)】 <<2,125 百万円 >> 集中豪雨や大規模地震の発生に備えた農村地域の防災・減災対策、農業競争力の強化に向けた農地・農業用水 路等の整備を推進する。
- ■農業水利施設の省エネ化の推進【R4国補正(3月補正)】 <<48百万円>> 農業水利施設の省エネ化を進めることにより、エネルギー価格高騰の影響を受けにくいシステムへの転換を 促すとともに、価格高騰による影響を緩和し、施設機能を安定的に維持する。

新規(拡充)事業

- |拡|(公共)県営農業基盤整備促進事業費
- :田んぼダムの実施に必要な基盤整備を実施する「水田貯留機能向上 型」を創設。(要件を満たす地区は、受益面積要件を緩和)
- |拡|(公共)農業集落排水維持管理適正化事業費
- :汚泥の農地還元推進のために必要な調査・調整、技術的検討等を行 う「農業集落排水汚泥農地還元推進事業」を創設。
- |拡|(公共)団体営ため池等防災力強化事業費補助金 :洪水調整機能強化に取り組む農業用ダム、及び流域台水プロジェク トに位置付けられた農業用ため池に対する取組への支援。(50%補助)
- |拡|(県単)基幹的農業用水路分類化事業費
- :施設管理者に対して、デジタル技術を活用した劣化状況の簡易診断 及び対策工事に向けた指導を行う費用を支援。
- |拡(県単)土地改良施設維持管理適正化事業費補助金:農村地域の防災・減災対策や施設管理の省エネ化・再エネ利用及び 省力化のための施設整備(防災減災機能等強化事業)について、県・ 市町村等の負担割合を見直し。
- |拡|(県単)農業農村整備事業費補助金
- : 中山間地域の農業基盤に対する補助を 5% 嵩上げ。(かんが、排水・ため池・農道整備) 雑草の草刈りや種子吹付などカバープランツ導入 に要する一連の経費を定額助成 (215円/m²) する水田法面管理支援 を令和7年度まで延伸(交付事務は農業経営課が実施)

岐阜県農地整備課提供資料

負担金対策事業の活用

本事業は、土地改良事業の円滑な推進を図るとともに担い手への農地集積等に取り組む地域に対し、事業資金の無 利子貸付や利子助成を行う事業です。詳細は総務課負担金対策事業担当までお気軽にお問い合わせください。

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】

認定期間:平成30年度~

土地改良法に基づく土地改良事業等[※] の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、経営所得安定対策等支援計画(以下「支援計画」) に従って、受益者負担金の 5/6 に相当する額を限度に無利子貸付

※扣い手管成農地集務事業の対象となる事業。水利施設等保全高度化事業事施要細に基づく水利施設整備事業のうち農地集務保谁型を除く。

1 支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。

採 択 時	目標
80%未満	10 ポイント以上増加 **
80~90%未満	5 ポイント以上増加
90~95%未満	95%以上
95~100%未満	シェア増加
100%	維持

- ※①目標集積率6の未来減減採択しない。 ※②目標集積率8 間以上、かつ、5ポイント以上増加する場合は上配の限りでは ※②受益値割。2000年以上の施区で自身年度における条積率 50%以上、かつ、5ポイント以上増加する場合は上配の限りではない。
- ② 支援計画で定める目標年度までに、高収益作物[®]の生産額がおおむね 20%以上増加すること。 ※高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物(野菜、花き・花木、果樹など)を
- ③ 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。



借入額が多ければ利子が大幅に軽減!

例えば、54百万円を6年間(合計3億24百万円)0.65%で貸付を受けた 場合、約18百万円の利子が軽減される。

償還期限・償還方法

- ・25年以内(据置期間10年以内を含む)
- 均等年賦償還

2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積がおおむね8割以上となる地区に対して

- (1) 受益者負担金の償還利子相当額の 5/6 を限度として助成〔事業費助成型〕
- (2)農地中間管理機構が農地の出し手(所有者)に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成〔一括前払助成型〕

採択要件

事業費助成型

採択要件

担い手への農地利用集積が目標年度(原則、対象事業完了予定年度の 3年後までのいずれかの年度)において、事業実施地域内農用地のおお むね8割以上となる地区。

※既に農地利用集積が8割以上達成している地区は対象外。



一括前払助成型

土地改良事業償還金等の債務がある農地(特別賦課金等の対象農地)について、10年間以上の賃 貸借契約に伴う賃借料を一括前払で借り入れ、かつ、担い手への農地利用集積が目標年度(原則、対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度)において、事業実施地域内農用地のおおむね8割 以上となる地区。※既に農地利用集積が8割以上達成している地区は対象外。



3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業 [利子助成]

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等が以下の災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る土地改良法に基づいた土地改良事業等の受益者 負担金の償還利息相当分を土地改良区等に助成 但し、被災年を含めた3年間を上限

採択要件

被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が、次のいずれかの適用を受けていること。

- なお、災害関連事業は対象とならない。 《対象となる災害復旧事業》 (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (2) 土地改良法第87条の4又は第87条の5
- (3) 海岸法第5条又は第6条 (4) 地すべり等防止法第7条又は第10条
- (5) 独立行政法人水資源機構法第12条第1項第3号
- (6) 独立行政法人経資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人、経資源機構法第 11 条第 1 項第 9 号 (土 地改良施設に限る。) 及び森林開発公団法の一部を改正する法律附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法 第19条第1項第6号

◆利子助成対象農地の考え方

- (1) 被災を受けた農地。 (2) 施設が被災し破損し
- 1882年といれた場合は 施設が被災し破損した場合はその影響を受ける農地。 例:頭首工、用排水機場等が被災した場合はその影響を受ける農地。

◆利子助成額の考え方

被災した農地(影響を受ける農地含む)の面積に応じて算出。 【10 a 当たりの当該年度利子額(1円未満切り捨て)×被災農地面積】

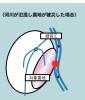
◆申請年度の考え方

(1) 被災を受けた年度の申請に間に合わない場合は次年度申請が可能。 (2) 2年目、3年目の申請は営農再開が困難な場合に限る。

対象農地







助成実施賞 ※個し、被災年を含めた3年間を上限とする。 ※負担元金は助成対象外。 年度

多面的機能支払交付金を活用し

美しい農村を次世代につなごう

農業・農村は、私たちが生きていくのに必要な米や野菜などの生産の場としての役割を果たしています。しかしそれだけではなく、例えば、水田は雨水を一時的に貯留して洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育んだりする等、農業・農村は私たちの生活に大きな役割を果たしています。この役割を「農業・農村の多面的機能」と呼んでいます。

多面的機能支払交付金は農地維持支払交付金と

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

支援 対象

● 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動等









多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには活動組織、または広域活動組織のいずれかを設立する必要があります。

- ●農業者のみで構成される活動組織及び広域活動組織
- ●農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織及び広域活動組織

活動組織の例



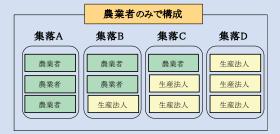


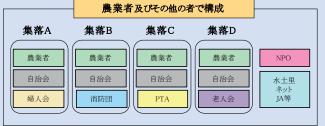




広域活動組織の例

- ①広域協定の対象とする区域が 100ha 以上の規模を有している。
- ②農林統計上の農業集落が3つ以上ある活動組織、または2つ以上の組織の合併による広域活動組織であること。 等





しかし、農村地域の高齢化、人口減少等で地域の共同活動が困難となり、水路、農道等の地域資源の維持管理が困難となりつつあります。このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動への支援を行い、多面的機能が今後も適切に発揮されるようにするとともに、地域資源の適切な保全管理を推進するために、「多面的機能支払交付金」が創設されています。

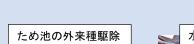
資源向上支払交付金から構成されています。

資源向上支払交付金

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。



- 水路、農道、ため池の軽微な補修
- 施設の長寿命化のための活動 等



● 植栽による景観形成ビオトープづくり





●支援の対象となる組織

水路のひび割れ補修

多面的機能支払交付金を活用した取組を行うためには活動組織、または広域活動組織のいずれかを設立する必要があります。

農道の部分補修

●農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織及び広域活動組織 ※施設の長寿命化のみ取組む場合は、農業者のみで構成される場合でも可能

■交付額の算定

農振農用地区域内の農用地等の面積を基準に算定されます。

単位:円/10a

		農地維持	資源向上因	支払交付金	資源向上支払交付金 (長寿命化)					
抽目	地目	支払交付金	(共	同)						
	, O II	1)	2	3	4)	(5) = (4) * 5/6				
		Ü	Ü	=2 * 5/6	Ü					
	田	3,000	1,800	1,500	4,400	3,666				
	畑	2,000	1,080	900	2,000	1,666				
	草地	250	180	150	400	333				

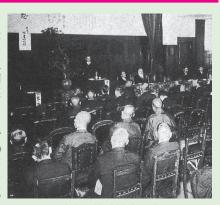
- ③:多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に 5/6 を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤:広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、④に 5/6 を乗じた額を交付単価とする。

土地改良区巡り~広報誌 200 号記念~ < 岐阜県土地改良事業団体連合会 >

本会の創立と戦前の土地改良事業

本会の前身となる岐阜県耕地整理連合会は、1918年(大正7年)9月22日に県会議事堂で創立総会を開催しました。当初は換地処分、登記事務の受託事業を行い、後に耕地整理完了事務処理、解散、耕地整理組合の設立事務、土地台帳作成、耕地整理記念縮図作成、設計書浄書等を扱い、昭和に入ると設計変更事務、農山村の不況対策として実施された時局匡救事業の設計書作成、災害復旧設計書作成等も受託することとなりました。なお、岐阜県耕地整理連合会は1926年(大正15年)10月20日の会則変更により、組織名称が岐阜県耕地協会となり、1927年(昭和2年)4月30日には帝国耕地協会に加入しています。また、1919年(大正8年)9月7日から10日間をかけ県立農林学校において、耕地整理事業の徹底と円滑な推進を期して農商務省からの委託事業で耕地整理講習会を開催しました。

ところで、岐阜県町村長会事務所 (岐阜市司町)2 階に存在した岐阜県耕地協会事務所ですが、1945年(昭和20年)7月9日23時頃に空襲を受け、事務所と併せて戦前の資料が全て焼失しました。そのため、本会に戦前の資料は一切現存していません。



岐阜県耕地協会総会 1934年(昭和9年)



旧岐阜県庁 (3代目)



旧土木機械管理事務所 (モータープール)

土地改良法の制定と組織体制の整備

戦前は耕地整理法や水利組合法を根拠として土地改良事業が行われていましたが、既存制度が土地所有者を中心とした事業を建前としていたこと、所管も農林省と内務省にまたがり指揮監督に一貫性を欠いていたこと、国営・県営事業の法的根拠がなかったこと、農地の集団化や交換分合の規定が欠けていたことから、新たに土地改良法が制定され、1949年(昭和24年)6月6日に公布されました。なお、土地改良法に基づく土地改良区の設立が本格化したのは、1952年~1953年(昭和27~28年)になってからであり、岐阜県では法に基づく第一号の土地改良区として1950年(昭和25年)7月に岐阜市方県石谷土地改良区が認可されました。

その一方で耕地協会は従来組織のまま存続しており、全国規模では複数の土地改良団体をとりまとめた全国組織である社団法人全国土地改良協会が1952年(昭和27年)5月20日に設立されました。地方でも官民中間の強力な事業推進組織が求められていたことから、岐阜県においても1952年(昭和27年)5月1日に耕地協会から岐阜県土地改良協会への改組を決定しました。しかし、土地改良協会の業務形態は各地方によって様々であったことや、協会運営が不安定であったこと、団体営事業の指導援助体制が整っていなかったこと等から、法律に認知され、団体営事業を円滑に推進できる充実した組織を作るため、1957年(昭和32年)3月28日に第26回通常国会にて土地改良事業団体連合会の位置づけが審議され、土地改良法の一部改正として4月20日に公布されました。

岐阜県では 1958 年 (昭和 33 年)4 月 11 日に岐阜県土地改良事業団体連合会の創立総会を岐阜市公会堂 (岐阜市民会館の前身)にて開催し、6 月 19 日に設立認可を受け、7 月 16 日に設立登記を完了しました。

地域と共に歩んだ 70 年

本会は会員に対する技術的援助が主な目的とされ、設立 当初は換地や団体営調査設計が主な業務となっていました が、後にほ場整備の進展に伴う換地処分の増加や土地改良 施設の操作・管理の高度化による指導等の割合が増加する ことととなりました。1984年 (昭和59年)の土地改良法 一部改正では指導業務が明文化され、併せて農業集落排水 事業等も本会の業務とされました。さらに、土地改良事業 が大規模化したことに伴い国営・県営事業の占める割合が 高まったことにより、1991年(平成3年)の土地改良法 ・部改正では、国営・県営事業に対する協力業務が明確に 定められ、国及び都道府県と土地改良区の連携強化を図る こととなりました。なお、近年は小規模な土地改良事業を 実施する市町村・土地改良区の技術職員が不足し、円滑な 事業実施に支障が生じていることから、資金調達や事業実 施についての支援体制を構築するため、2022年(令和4年) の一部改正により土地改良区等からの委託を受けて土地改 良事業の工事を行うことができることとなりました。



福祉・農業会館内 旧事務室

三三 成改進十一子 三三 成改進十一子 三三 成改進十一子 「財教を対いよう。受債債及取している根が農業主本機械を本連合会に別教を対いよう。受債債及取している。所議議下されるよう申請致します

農業土木機械借受申請書



岐阜土地改良だより創刊号



改装前事務所(全景)

昔を偲んで…

<農地開発用機材貸付事業>

1959年(昭和34年)に岐阜県耕地課が保有していたブルドーザー等の農業土木機械を無償で借り受け、5人の専属職員で地元から機械貸付費を徴収し農地開発・ほ場整備等を行いました。昭和40年代初め頃には県内の施工業者が機械設備・技術力を向上させたこと等により、1970年(昭和45)年に事業を終了しました。

< 土地改良現地研修 >

現在も続く土地改良現地研修は1958年(昭和33年)当初から会員を2班に分けて、関西、北陸、九州方面に出かけています。当時貸し切りバスは近郊以外に使用できず、汽車を利用して研修を実施しました。

< 岐阜土地改良だよりの創刊 >

会員に対する情報提供を実施するため、1975年(昭和50年)5月に本会機関紙「岐阜土地改良だより」を創刊しました。内容の充実を図りつつ、皆様のおかげで今回200号を迎えることができました。

< 全国土地改良大会岐阜大会の開催 >

全国の土地改良事業関係者の親睦と連帯感を深め、事業推進を図るための全国土地改良大会は、岐阜県において1990年(平成2年)に第13回大会、2019年(令和元年)に第42回大会を開催しました。第42回大会は大部分を旅行会社等に委託することで効率的な運営を図りましたが、それでも会員の皆様に頼る部分は多く、ご協力により盛会に終了することができました。

<事務所移転>

本会設立当初は旧岐阜県庁 (3 代目・岐阜市司町)の耕地課内を無償で借り受けていましたが、職員数の増加に伴い、後に県より贈与された耕地寮 (岐阜市御杉町)と併せて業務を行いました。なお、1966年(昭和41年)の県庁移転後(4 代目・岐阜市薮田)は9階の一部をを有償で借り受けていましたが、職員数がさらに増加したため、県庁敷地内の旧土木機械管理事務所(モータープール)も併せて有償で借り受けました。

その後、岐阜市内に散在する県内各種農業団体の場所統一の機運が高まったことや、愛知県や三重県においては独自の会館を所有していたこと等から、既存の社会福祉会館(現福祉・農業会館の場所に存在)と新たな農業会館が合体した「岐阜県福祉・農業会館」を建設し、本会は区分所有にて1980年(昭和55年)に4階西側へ入居しました。1997年(平成9年)には既に事務所用地として取得していた岐阜市次木の土地と、農業共済連が所有していた会館5階及び家畜診療所建物を交換し、総務部と管理指導部は5階、業務部は4階に事務所を設けました。

しかし、複数団体が共同で入居する福祉・農業会館は業務量増加に対応可能な事務所スペースが存在せず、また、会議室の確保も困難であったため、付近に新たな事務所を求めて調査したところ、福祉・農業会館の隣に存在した東海農政局の旧名古屋食糧事務所が建物付きで売り出されていたことから、2007年(平成19年)に土地と建物等を購入し、現在の事務所として活用しています。なお、さらなる業務量の増加に伴い職員数が増加したことから、2015年(平成27年)に事務所の改装・増築を実施、また2017年(平成29年)と2021年(令和3年)には近隣の土地を購入して来客用駐車場を確保、2020年(令和2年)にはトイレ改修工事を実施して洋式化する等、会員の皆様が立ち寄りやすい事務所を目指しています。

(参考文献)

岐阜県土地改良事業団体連合会 1997『県土連 40 年史』

岐阜県土地改良事業団体連合会の概要 (6月30日現在) 所 在 地 岐阜市下奈良2丁目13番1号 会員数 134会員 職員数 50人

未来へつなごう! ふるさとの水土里子ども絵画展 2023



未来へつなごう!ふるさとの水上里子ども絵画展2023

あなたの絵で農業や農村、はたらく人、大切な水路を守る人のすがたを伝えてください。 受賞作品は、12月5日(火)~11日(月)に東京都美術館において展示します。



2023年7月20日(木)~9月8日(金) 応募期間 応募資格 小学生以下

農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、環境大臣賞、全国水土里ネット会長賞、企業等協賛賞多数 ※副賞あり

全国水土里ネット、都道府県水土里ネット 主 催

チラシ裏面又は全国水土里ネットHPをご覧ください

(株)安藤・間、(株)イワイ、NTCコンサルタンツ(株)、大塚ホールディングス(株)、(株)大林組、(株)奥村組、鹿島建設(株)、(株)クボタ 協 替 (株)熊谷組、サンスイコンサルタント(株)、(株)三祐コンサルタンツ、清水建設(株)、(株)角谷文治郎商店 全国農業会議所(全国農業新聞・全国農業図書)、全国米穀販売事業共済協同組合、大成建設(株)、(株)竹中土木、東京都米穀小売商業組合 内外エンジニアリング(株)、日本基礎技術(株)、(一財)日本水土総合研究所、(株)日本政策金融公庫、前田建設工業(株)、(株)やまびこ

ヤンマーアグリ(株)(昨年度実績 ・ 五十音順)、井関農機(株)(副賞協力)

お問い合わせは全国水土里ネット土地改良広報センターへ TEL 03-3234-5480 (野口、細谷)

☆募集要綱等は同封チラシ裏面をご覧くださり

https://www.inakajin.or.jp

詳しくは

お知らせ

土地改良事業に関する苦情・紛争対策(問い合わせ:換地指導課、ストックマネジメントセンター)

本会では、土地改良に関する相談を受け付けております。法的な判断が必要とされる案件については、「弁護士による土地改良相談」として、令和5年7月26日(水)及び令和6年1月17日(水)に本会会議室において弁護士と面談して相談する機会を設けております。また、土地改良に関する定期相談を原則、毎月第3水曜日に行っていますので、ご希望があれば事前に相談依頼書を換地指導課又は、ストックマネジメントセンターまでご提出ください。

土地改良区会計支援について(問い合わせ:総務課)

本会では複式簿記会計の運用相談、ソフトを使用していない土地改良区に対する貸借対照表の作成支援を実施しております。また、土地改良区の会計に精通した税理士との会計に関する個別相談の機会を設けております。いずれも事前予約制となっておりますので、ご希望の方は総務課までご連絡ください。

非補助農業基盤整備資金融資について(問い合わせ:換地指導課、ストックマネジメントセンター)

土地改良区が、国から補助を受けずに施設の補修・更新等の事業に取り組む場合、日本政策金融公庫が 長期・低利で融資します。また、下記についても融資対象となります。

(発電施設の設置費用)

- ◆発電施設(小水力発電・太陽光発電)の設置費用は、融資対象となります。
- ◆発電施設を設置し、その発電収入を土地改良施設の維持管理費に充てることにより、土地改良区の 負担軽減に寄与します。

(複式簿記のシステム導入費用)

- ◆発電事業会計に必要となる複式簿記会計システムの導入費用は、融資対象となります。
- ◆システム導入を契機とする周辺機器(パソコン、プリンター、コピー機、ファックス等)の更新も 融資対象です。

土地改良区代表者変更届け(お願い)(問い合わせ:総務課)

役員改選等により代表者が変更となった場合は、総務課宛に代表者変更届けを提出してください。

土地改良区巡りシリーズに関するお願い(問い合わせ:総務課)

執筆のため会員皆様の事務所にご訪問や資料提供をお願いする場合がありますので、何かとご多用の中恐れ入りますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

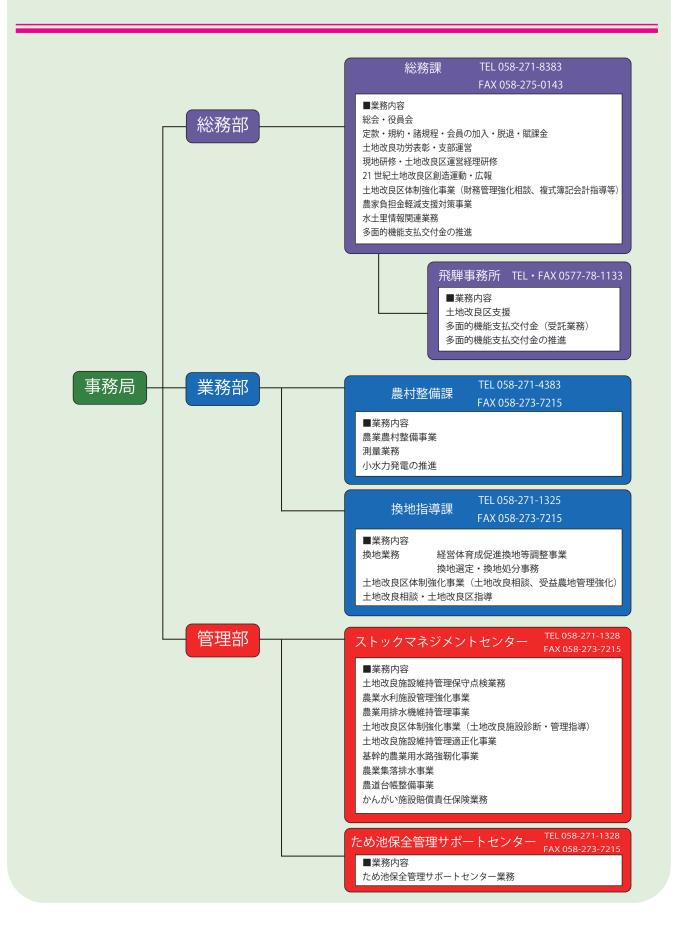
会計指導員が行う土地改良区の指導監査(問い合わせ:総務課)

平成31年4月1日施行の改正土地改良法により、土地改良区は令和5年4月1日以降最初に開催される通常総会終了時までに、原則として員外監事を選任又は会計指導員が行う指導監査を受ける必要があります。

本会では、員外監事の選任が難しい又は運営上のリスク洗い出しのために外部監査を希望する土地改良区に向けて積極的に指導監査を実施いたします。

指導監査に関する内容のお問合せ、お見積もり等は総務課指導監査担当までお気軽にご連絡ください。

事務局機構図



あとがき

読者皆様のおかげをもって、本広報誌も200号を迎えることができました。引き続きご指導をよろしくお願いします。ところで、第198号のあとがきで桜を植えたお話をしましたが、その後無事に上手く育ち、今年見事に綺麗な花を咲かせました。本会にお越しいただく際は、花壇や事務室にぜひ咲く花もぜひお楽しみください。

梅雨の晴れ間の青空が見える仕事部屋より

水土里ネットぎふだより 第200号

発 行

岐阜県土地改良事業団体連合会

〒 500-8385 岐阜市下奈良 2 丁目 13 番 1 号

水土里ネットぎふ

検索